議案番号	件名
提案課名	内容
議案第31号	三田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
保育振興課	【改正趣旨】 幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育で支援法等の改正に伴い、保育料及び食費等に関する規定について、所要の規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。 【関係法令】 子ども・子育で支援法(平成24年法律第65号)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号) 【改正内容】 1 第1条改正 (1) 第42条(特定教育・保育施設等との連携)の規定改正 ① 第2項及び第3項 代替保育の提供元として小規模保育事業A型等を追加 ② 第4項及び第5項 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和 ③ 第8項 3歳児以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所(本市域内には存在しない。)の連携施設の確保の免除規定の創設 (3) 付則第5条 連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長する改正 2 第2条改正 第13条第4項 食事の提供に要する費用の取扱いの変更幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児以上に係る食費(主食費及び副食費)を徴収することになる。ただし、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の児童については副食費を免除する規定への変更
	【施行期日】 第1条改正 公布の日 第2条改正 令和元年10月1日